

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

・企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等)

働き方改革や人口構造の変化に伴う慢性的な人手不足、更には後継者不足などの事業承継の問題など、当社のみならず業界全体が取り組むべき社会的な課題解決において、業務提携やM&A等の事業承継支援などのオープンイノベーションによる企業間連携を積極的に行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社の会社名である「T.K.K.」の頭文字は、近江商人から伝わる、買い手よし、売り手よし、世間好しの「三方よし(Triple Win)」の理念、給排水設備メンテナンス事業を通して人と都市インフラを繋ぐ「絆(Knot)」の役割、明治42年の創業から110年以上に亘る事業展開を通じて蓄積されたエンジニアリング力に加えて、MTC工法、ユリトレール工法をはじめとした独自技術の「ノウハウ(Know-how)」を表しております。中でも「三方よし」の理念は、他国に類を見ない長寿企業国家である日本の商業文化、経営精神のエッセンスであり、その根幹を成すものであると考えます。当社は引き続き、この「三方よし」の経営理念をベースとして、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を図りながら事業を展開してまいります。

2024年5月20日

<u>ティーケイケーエンジニアリング株式会社</u>	<u>代表取締役 田尻 晴也</u>
企 業 名	役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。